

東芝労働組合における 仕事と介護の両立のための取り組みについて

2015年1月23日(金) 東芝労働組合 中央執行委員 中井悦子



本日の内容

- 仕事と介護の両立支援制度
- 2 介護アンケート調査の実施
- 3 東芝労使の介護支援施策
- 4 連合・電機連合の調査結果
- 5 仕事と介護の両立に向けての課題

1 仕事と介護の両立支援制度

制度名	東芝制度	法定				
介護休職	短時間勤務と合わせ満3年となる日ま での間に、対象家族1人につき、通算 して365日まで	対象家族 1 人につき、通算して 9 3 日まで				
短時間勤務	対象家族1人につき、介護休職期間を 含め満3年に達する日の月末まで	対象家族1人につき、介護休業をした 日数と合わせて少なくとも93日				
介護休暇	対象家族1人につき年間5日 半日単位で取得可	対象家族が1人の場合は年間5日 2人以上の場合は年間10日				
ワイドプラン休暇 (積立休暇)	介護事由の場合は、原則保有する年休を全て取得した後に充当可能 (積立上限20日)					
費用補助 (カフェテリアプラン)	介護メニュー(介護用品、介護サービス等)については、通常ポイントの 1.2倍 の単価にして利用が可能					
再雇用の仕組み	介護を事由に退職せざるを得ない社員を再雇用できる仕組み 他に出産、育児・養育、配偶者転勤への同伴を事由とした退職も対象					
相互理解プログラム	休職前および復職後に本人、上長、人事担当者が、休職中の取り扱いや今後のキャリアについて話し合う機会を設け、休職しようとする/した社員が抱える不安を軽減					
年次有給休暇 (半日、時間単位)	付与日数24日(勤続1年以上) 半日:30回(15日分) 時間単位:法定20日を越える部分に対し、時間単位での取得が可能(最大8日) 1時間を越えると15分単位で取得可					



11 仕事と介護の両立支援制度<変遷>

92年

「介護休職制度」新設

▽1人につき1回、1年間限度、通算3年

育児休業法施行

「短時間勤務制度」新設

▽介護:1人につき1回、休職含め1年間限度

94年

「短時間勤務制度」拡充

▽介護:満1年→満3年まで

育児・介護休業法施行(95年)

96年

「介護休職制度」拡充

▽非介護者の範囲拡大(兄弟姉妹、孫(同居かつ扶養している場合))

育児・介護休業法改正(99年)

00年

「介護休職制度」拡充

▽非介護者の範囲拡大(介護の必要性があり会社が認めた者を追加)

02年

「短時間勤務制度」拡充

▽適用回数1回の制限を削除

11 仕事と介護の両立支援制度<変遷>

05年

「介護休職制度」拡充

育児・介護休業法改正

▽期間:満3年の間に通算365日まで(通算93日以内は申出期間)

▽回数:被介護者1人につき1回→常時介護を必要とする状態ごとに1回

「再雇用の仕組み」(現「キャリアリターン制度」)新設

▽介護、出産・育児・養育、配偶者転勤への同伴のため、退職せざるを 得ない方を再雇用できる仕組み

▽退職後事由消滅までの期間(介護は上限3年)で再雇用可

06年

「時間単位年休」新設

▽フレックス非適用で介護、育児、看護を行う者。最大8日分。

07年

「時間単位年休」拡充

▽フレックス、裁量労働制勤務者も利用可に

10年

「時間単位年休」拡充

▽取得事由の制限を廃止

育児・介護休業法改正

「介護休暇」新設

▽対象家族1人につき5日

12年

「介護休暇」拡充

▽半日単位で取得可



1 仕事と介護の両立支援制度<利用実績>

制度	性別	2011年度	2012年度	2013年度
△誰什啦	男性	2名	6名	6名
介護休職	女性	5名	6名	10名
短時間勤務 (全ての事由)	男性	7名	9名	9名
	女性	398名	409名	417名
介護休暇	男性	9名	12名	13名
	女性	4名	6名	9名

^{*} 介護休職、短時間勤務は㈱東芝HPから転載 介護休暇は東芝労働組合調べ(組合員)

東芝労使における介護支援策の検討経緯

2012年 労使交渉 労働組合から「介護をしながら働く従業員に対する支援のあり方について」の協議申入れを行い、労使で議論

→「<u>介護については、従業員に具体的にどのようなニーズがあるかが明確になって</u> いない」ことを踏まえ、介護休職・短時間勤務制度等の見直しは実施せず

2012年度

従業員の<u>介護に関する現状把握・介護に対するニーズを明らかにするための</u> アンケートを実施

2013年 労使交渉 **従業員アンケートの結果を整理・分析し、労使で共有**。合わせて今後の方向性について議論

→労使で**介護に関する情報提供が必要**との認識を持つ

2013年度

労使で共有・議論した内容を踏まえて検討し、介護をしながら働く従業員に対する具体的な支援策を実施

2014年度

2014年労使交渉での議論を踏まえ、 **労使それぞれが介護支援に関する啓発活** 動を実施

介護施策・制度等に関する更なるニーズの把握を目的として、**労使で「介護に関す**」 **る調査」を実施し、課題の整理を行う**

2 2012年度介護アンケート概要

趣旨	介護をしながら働く従業員に対する支援のあり方を検討するための現状把握 及び従業員の意識調査						
対象者	40歳以上の正規従業員 4,000名(無作為抽出)						
方 法	WEBによる無記名式アンケート調査						
期間	2012年10月						
内 容	▼介護の状況・可能性に関する設問 ▼介護に関する意識・不安などに関する設問						
2,563人(64%) ※内、全問回答者 2,425人(61%) <回答者(2,563人)の内訳>							
回答者	男性	性別 	83.8%	40代	年代 	64.2%	
	女性	285人		50代	780人		
	無回答	130人	5.1%	無回答	137人	5.4%	
その他	アンケートは東京大学社会科学研究所ワーク・ライフ・バランス 研究所との 共同調査として実施						



3 東芝労使の介護支援施策(情報提供)

◆労使共催による介護セミナーの開催

対象:40歳台、50歳台の介護未経験者を対象に開催

内容:①介護の基礎知識

(介護の実態、介護保険のしくみ、介護の費用等)

②仕事と介護を両立させるためのポイント

アンケート結果

「とても参考になった」、「参考になった」が90%

主なコメント

「両立のポイント、備えるべき点が参考になった」、「準備が大切だということが分かった」、「介護のイメージがつかめた」、「利用できる公的、民間サービスの具体例が参考になった」 など

◆WEBセミナーの配信

介護セミナーと同様の内容をWEB上の動画で配信。 社外からもアクセス可能。

①実態編 ②基礎知識編 ②支援編 ③両立編 ④事例編





3 東芝労使の介護支援施策(情報提供)

- ◆介護ハンドブックの販売
 - ①介護の心得
 - ②介護保険とその他の支援
 - ③仕事と介護の両立
- ◆介護に関する社外相談窓口の設置と紹介



◆組合広報紙による介護情報提供

- ①東芝の両立支援制度
- ②WEBセミナー、ハンドブックの 紹介など

3 東芝労使の介護支援施策(組織風土)

◆職場ミーティングの実施

国内東芝グループの各職場で定期的に開催している職場ミーティングにおいて、 介護をテーマにミーティングを実施

- *事例に基づいて、仕事と介護の両立について考える。
- *職場のメンバーがある日突然介護に直面し、介護休職をとることになったとき、職場でどのようなことが起こるか想定し、話し合う。







3 東芝労使の介護支援施策(ニーズの把握)

◆第2回仕事と介護の両立に関する調査

期 間:2014年10月

対 象:満40歳以上の(株)東芝正規従業員(無作為抽出4,000名)

調査方法:外部調査機関によるWeb調査。

※ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクト(中央大学)

との共同調査

調査項目:介護経験の有無、仕事と介護の両立に関する意識等



労使で結果を確認し、今後の施策検討の参考としていく予定

◆仕事と介護の両立に関する調査(若年層向け)

若年層の意識把握のため、上記調査と同内容を労働組合で調査

◆経験者へのヒアリング調査

介護への関わり方、仕事と介護の両立のための工夫や制度利用状況、両立に関して困っていること、不安に思っていること、会社・職場等への要望 など

4 連合・電機連合の調査結果

連合「要介護者を介護する人の意識と実態に関する調査」

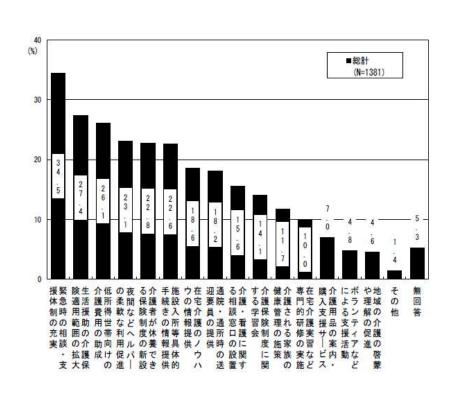
実施時期:2014年2~4月

調査対象:要介護者を在宅で介護されているご家族などの方(組合員以外にも配布されている)

調査方法:自記入式のアンケート方式

回収状況:配布5,160枚(回収1,441枚、集計分析は40歳未満を除いた1、381枚)

介護者支援のために充実を希望する制度やサービス (3つ以内選択)



		手続きの情報提供施設入所等具体的	援体制の充実緊急時の相談・支	介護費用の助成低所得世帯向けの	健康管理の施策	険適用範囲の拡大生活援助の介護保	介護者が休養でき	の柔軟な利用促進夜間などヘルパー	件数
	総計	22.6	34.5	26.1	11.7	27.4	22.8	23.1	1381
	在宅介護を続けられる計	18.8	35.7	24.1	12.0	25.7	22.8	23.5	676
所施	考えていない	10.1	35.7	24.1	14.3	22.7	25.2	22.4	286
希設望入	大変になったら検 討する	22.5	38.9	23.5	9.2	28.7	20.8	26.6	293
	在宅介護を続けられない計	30.1	34.4	29.9	12.1	31.0	26.5	27.3	422
所施	大変になったら検	24.8	37.6	29.5	14.1	34.2	28.9	30.9	149
希設望入	討する 申請中・申請予定	39.4	33.3	28.3	11.7	25.6	26.1	22.8	180
	中心的な担い手計	22.3	36.1	26.0	12.1	29.5	23.8	23.0	800
認知症診断	認知症と診断され ていない	16.5	33.2	26.6	10.8	27.8	22.5	18.7	316
	症状はあるが日常生活に問題はない	24.2	35.6	28.9	12.1	30.2	20.1	26.2	149
	サポートがあれば 日常生活ができる	24.4	40.3	23.9	10.8	31.8	23.9	25.6	176
状況	日常生活に支障をきたす症状がある	29.1	39.3	29.1	12.8	32.5	31.6	28.2	117
別	問題行動がみられ	30.8	42.3	11.5	26.9	26.9	34.6	23.1	26

※)様級をは「総計」より5ポイント以上多いことを示す ※漢い網かけ数字は「総計」より5ポイント以上多いことを示す ※濃い網かけ数字は「総計」より15ポイント以上多いことを示す



4 連合・電機連合の調査結果

電機連合「生活実態調査」

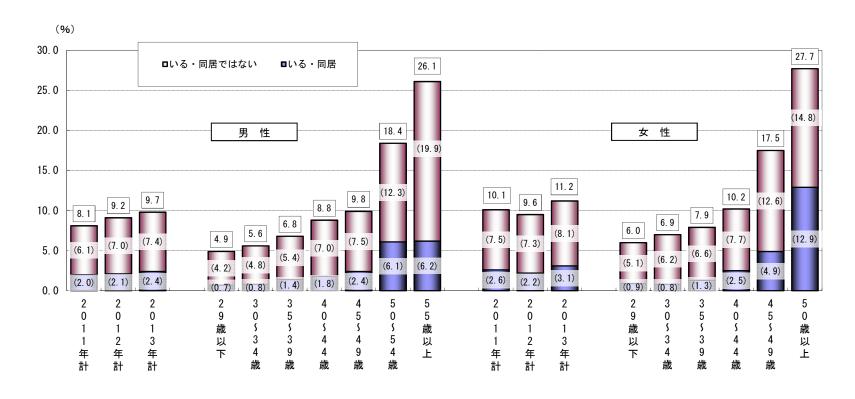
実施時期:2013年7~8月

調査対象:電機連合加盟159組合 組合員

調査方法:自記入式のアンケート方式

回収状況:配布6,000枚(回収5,277枚)

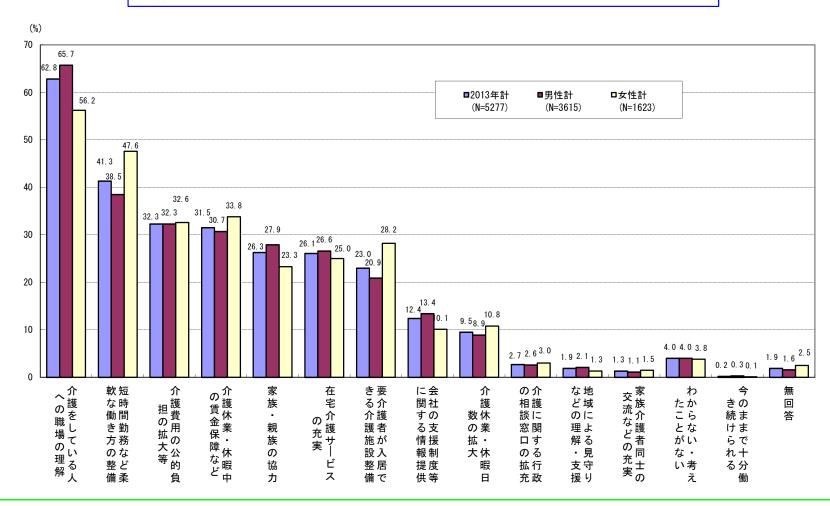
要介護状態の家族の有無



4 連合・電機連合の調査結果

電機連合「生活実態調査」

介護をしつつ安心して働き続けるために必要なこと (3つ以内選択)



4 電機連合の現状

【電機連合におけるこれまでの取り組み内容および加盟組合導入制度】

- 介護休職制度:分割可とした上で、「通算1年間」
- → (導入制度例)「通算2年」(分割取得可)、「介護短時間制度と合わせて3年」 (分割取得可)等

※法定(93日)を超える:379組合(83.2%)
法定以上の部分について分割取得できる:297組合(83.0%)

- > 介護短時間勤務制度:期間「3年間」(ミニマム「1年間」:1日2時間以上短縮)
 - ⇒ (導入制度例) 「3年間」、「事由消滅」まで等

※法定(93日)を超える:378組合(83.6%)

【制度取得の状況(2013年度・全加盟組合)】

制度	男性	女性	計
介護休職	99名	137名	236名
介護短時間勤務	28名	39名	67名
介護休暇	1141名	396名	1537名

5 仕事と介護の両立に向けての課題

介護未経験

将来の介護が不安

プッシュ型の情報提供施策(介護に直面する前の準備、 ↑護が必要になったときの対応など) ロールモデルの提示、 相談窓口の設置

実家が遠方で、介護に直面したと き働き続けられるか不安 ■■ □ールモデルの提示 勤務地の配慮

いつまで続くか分からない不安

•••

介護休職の分割取得 介護休職・介護短時間合計93日で十分か 短時間勤務制度独立・介護休職との取得期間切離し

介護経験者

介護に関わる対応は、突発的、 短時間のケースが多い

--

柔軟な働き方(在宅勤務、半日・時間単位年休、半日・時間単位の介護休暇、短時間勤務など)の充実

遠距離介護 時間的、費用面が厳しい

在宅勤務、勤務地の配慮 費用補助

仕事と介護で精神的にキツイ

メンタル面など、介護をしている人に対するケア 孤立を防ぐ取り組み、情報交換の場の設定 職場(管理職)の理解

介護費用の心配

介護休職時の社会保険料免除 費用補助